製品安全データシート

ビルダーアドマイヤー箱粒剤

作成日:2014 年 4 月 10 日
改訂日:2015 年 4 月 17 日

1. 化学物質等及び会社情報

製品名: ビルダーアドマイヤー箱粒剤

会社名: Meiji Seika ファルマ株式会社

住所: 〒104-8002
東京都中央区京橋二丁目 4 番 16 号

電話番号: 03-3273-0177

FAX 番号: 03-3271-1460

緊急時の電話番号: 中毒 110 番

＜一般市民専用無料電話＞
大阪中毒 110 番(365 日 24 時間対応)
072-727-2499 (情報提供料:無料)
つくば中毒 110 番(365 日 9 時～21 時対応)
029-852-9999 (情報提供料:無料)

＜医療機関専用有料電話＞
大阪中毒 110 番(365 日 24 時間対応)
072-726-9923 (1 件につき 2,000 円)
つくば中毒 110 番(365 日 9 時～21 時対応)
029-851-9999 (1 件につき 2,000 円)

推奨用途及び使用上の制限: 農業用殺虫殺菌剤　農薬登録範囲外の使用は不可

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	発がん性	区分1A
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分1(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(単回暴露)	区分2(神経系)
	特定標的臓器毒性(反復暴露)	区分1(呼吸器系腎臓)
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分3

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない

ラベル要素

絵表示又はシンボル:

注意喚起語: 危険

危険有害性情報:
発がんのおそれ
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
呼吸器系の障害
神経系の障害のおそれ
長期または反復ばく露による呼吸器系、腎臓の障害

	水生生物に有害
注意書き:	【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手すること すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと 取扱い後はよく手を洗うこと この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと 環境への放出をさけること 指定された個人用保護具を使用すること 【応急処置】 ばく露した場合、医師に相談すること ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること 気分が悪い時は、医師の診断または手当を受けること 特別な処置が必要である 【保管】 施錠して保管すること 【廃棄】 内容物や容器を廃棄する場合は、該当法規に従い、都道府県知事に許可された産廃棄物処理業者に委託すること

3. 組成、成分情報

単一性品・混合物の区別: 混合物

一般名: イミダクロプリド・プロベナゾール粒剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法	安衛法	
1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリン-2-イリデンアミン (別名 イミダクロプリド)	2.0%	(5)-6226	—	105827-78-9
3-アリルオキシ-1,2-ベンゾイソチアゾール-1,1-ジオキシド (別名 プロベナゾール)	10.0%	(5)-3433	—	27605-76-1
メタノール	0.52%	(2)-201	—	67-56-1
非晶質シリカ	11.0%	—	—	112926-00-8
石英—結晶質シリカ	61.0%	(1)-548	—	14808-60-7
鉱物質微粉等	15.48%	—	—	—

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 :情報なし

4. 応急措置

吸入した場合:	空気の新鮮な場所に移動し、安静にし、保温する。必要な場合は医師の手当て、診断を受ける
皮膚に付着した場合:	速やかに多量の水及び石けんで洗い流す。必要な場合は医師の診断/手当てを受ける
目に入った場合:	直ちに清浄な水で眼を数分間注意深く洗い、医師の診断/手当てを受ける
飲み込んだ場合:	直ちに医師の手当、診断を受ける。口をすすぐこと

5. 火災時の措置

消火剤:	粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂など
使ってはならない消火剤:	情報なし
特有の危険有害性:	火災時に有害ガスが発生するおそれがある
特有の消火方法:	消火作業は風上から行う 火元への燃焼源を断ち消火剤を使用して消火する

	周辺火災の場合、周囲の設備などに散水して冷却し、移動可能な容器は 消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう
消火を行う者の保護:	適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び	屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 漏出した場所の付近に、ロープを張るなどして関係者以外の立入を禁止する 作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、飛沫、粉じん、ミスト、ガスなどによる眼、皮膚への接触や吸入をさける
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する
回収・中和並びに封じ込及び浄化方法・機材	飛散したものを掃き集めて、密閉できる空容器に回収する
二次災害の防止策:	特になし
7. 取扱い及び保管上の注意	
取扱い	
技術的対策:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
局所排気 ・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
注意事項	容器を転倒、落下させ、衝撃を加える等の粗暴な取扱いをしない 全体換気の設備がある場所で取扱う
安全取扱い注意事項:	取扱う前には必ずラベルをよく読むこと すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと 取扱い中に身体に異常を感じた場合には、直ちに医師の手当を受けること この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと 接触、吸入又は飲み込まないこと 眼に入れないこと 取り扱い後は手足・顔などを石けんでよく洗い、洗眼、うがいをするとともに取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること
保管	
技術的対策:	特に技術的対策は必要としない
保管条件:	密栓し直射日光をさけ、食品と区別しなるべく低温で乾燥した場所に保管すること。
混触危険物質:	「10. 安定性及び反応性」を参照。
容器包装材料:	包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる
8. ばく露防止及び保護措置	
管理濃度:	設定されていない
許容濃度:	
日本産業衛生学会 **(2009 年版):**	 吸入性結晶質シリカ 0.03mg/m^3
ACGIH(2010 年版):	TWA 0.025mg/m^3(石英)
設備対策:	取扱いについては、できるだけ密閉された装置、機器又は局所換気装置を使用する 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する
保護具	
呼吸器の保護具:	防じんマスク
手の保護具:	不浸透性手袋
眼の保護具:	側板付き眼鏡またはゴーグル型保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具: 長袖の作業衣・長靴、保護クリーム

衛生対策: 取扱い後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼、うがいをするとともに衣服を交換すること
取扱い時に着用していた衣服等は他のものと分けて洗濯すること

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	類白色細粒
pH:	6.1(×5)
比重(見かけ):	0.97g/cm^3

10. 安定性及び反応性

安定性:	通常の貯蔵・取扱い条件(常温)では安定
危険有害反応可能性:	情報なし
避けるべき条件:	加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある
危険有害な分解生成物:	通常の条件下では生成しない 加熱や燃焼により分解し、有害ガスが発生するおそれがある

11. 有害性情報

急性毒性:	経口	ラット	♀	＞ 2000 mg/kg
	経皮	ラット	♂♀	＞ 2000 mg/kg
皮膚刺激性		ウサギ	刺激性なし	
眼刺激性		ウサギ	軽度の刺激性あり	
皮膚感作性		モルモット	陰性	

発がん性 混合物の成分の発がん性-区分1Aの濃度が61%のため発がん性-区分1Aとした

生殖毒性 混合物の成分の生殖毒性-区分1Bの濃度が0.52%のため生殖毒性-区分1Bとした

特定標的臓器毒性(単回ばく露): 混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(呼吸器系)の濃度が61%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(呼吸器系)とした
混合物の成分の特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分1(神経系)の濃度が2%のため特定標的臓器毒性(単回ばく露)—区分2(神経系)とした

特定標的臓器毒性(反復ばく露): 混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(呼吸器系)の濃度が61%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(呼吸器系)とした
混合物の成分の特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(腎臓)の濃度が61%のため特定標的臓器毒性(反復ばく露)—区分1(腎臓)とした

12. 環境影響情報

生態毒性:

魚	コイ	LC50	237 mg/L(96hr)
甲殻類	オオミジンコ	EC50	49.3 mg/L(48hr)
藻類	藻類生長阻害試験	ErC50	10.7 mg/L(24-72hr)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物: 廃棄に当っては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと

汚染容器及び包装: 容器関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	該当しない
緊急時応急措置指針番号	171
国内規制	該当しない
輸送の特定の安全対策及び条件	輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う

15. 適用法令

農薬取締法:	登録番号第21484号
労働安全衛生法:	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条の1、施行令第18条) メタノール　政令番号:36 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) メタノール　政令番号:560 シリカ　政令番号:312

16. その他情報

引用文献:	自社データ

記載内容については現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取り扱いには注意して下さい。なお、注意事項等については通常の取り扱いを対象にしたものですので、特別な取り扱いをする場合には、さらに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います